

嚶鳴館遺草卷第一

野芹序

むかし賤の男有けり。野芹をつみてたうべけるが、  
またなくうまく覚へければ、人々にもすすめもの  
しつ。富る人のありて、これをききてたうべければ、  
いとあさましく味なかりけり。この一卷も君が  
ためにつみてたてまつる野芹なるべし。されど  
昔よりななくさの数にもそなへくれば、あぢなし  
とて、ひたふるにすて給ふべきにもあらず。には  
たつみにおふる草も、まことの心もてつみて、すすめ  
奉る時は神も、うけさせ給ふとなんききはべれば、  
はばかりをわすれて書てたいまつるもの也。

大意

節儉の政は御領分の全体を初め、御家格、御風儀、

元来よりよく存候御役人共の可申上儀、固より

私躰の推量を以て、可申上筋にては無御座候。併

千事万行道理の外に取組べき道は無之儀

と存候付、此一冊一途に道理のみを申上候。不敬の

文言も多く奉恐入候得共、腹藏仕候ては愚忠を  
尽しがたく奉存候間、前後を顧みはばからず  
相認申候。日用御省略の細密に至り候ては夫々  
堪能の御役人共へ御相談可被遊儀に御座候へば、  
態と相認不申候。

野芹上

根本三個條

○国の財用は土地と民力とのふたつを根本にして  
生じ候外に、出る所は無御座候。土地の大小民力の  
多少に随て、財用の生ずる高も限有之候もの  
故に、財用を用る法を、入を量り出を制すと申候。  
入とは年内出来る物成を申候。出とは夫をつかひ  
出すことを申候。入来る高にくらべて、遣ひ出す  
高を定候より外に、財用の繰廻しかたは無  
御座候。

○入を量り出るを制すは、古来より定りたる法  
にて候へ共、家国の費用いつも定の通りには不  
参ものに候。依之財用不足と申時は、節儉の政  
を勤めて、格別に物入を減し候外に、財用を足し

候法は無御座候。元來定法をはづれ候てのうへに、財用不足に相成儀に候へば、定法の政にては元へ立歸し候様も無御座候。依之非常の法を用て遣ひ方を減し、元へ立歸し候儀に御座候。さて非常の法を用候とて、無理なる制を以て下を苦しめ候儀には無御座候。非常と申は、平生にことなる事を申候。平生にことなる事と申は、君は一国臣民の天と戴き奉る所にて、尊きこと不及申候。然ば御一人御平生の奉養と申も、一国に唯御独ゆたかに余り足り給ひて、飲食衣服、行止出入、何ひとつ御事のかけたることもなく、備へ具へていつきかしづかれ給ふこと、是人君に備り給へるかたのもちまへにて御座候。その平生の奉養を格別に省き給ふを、非常の法とは申候。人君は一国臣民に天と戴かれ給ふからは、御身に天の如くの御徳の無之候ては、君の位に目出度被為居候事は不相成ことにて、常々御覽被遊候通、聖經賢傳の上、古今人君の賢愚興亡、歴然たる儀に御座候。扱天の如き御徳と申は、天は万物の父母として、凡天地の間に有とあらゆるもの、

天の恵をうけ給はぬ物は無之候。そのごとく一国  
万民の天とならせ給へば、天の心を御心として、  
臣民の父母となり給はねばならぬが人君の道にて  
御座候。夫、人の父母と申ものは、とにもかくにも子供

等を不便に存候て、我身の飢凍え候苦しみより、  
まづ子供等の飢凍え申ことを歎き悲しみ申候が、  
人の天性にて御座候。然ば人君の上にて一国臣  
民を子と思召候時は、御一人のみ御安楽に被為居  
べき御心は無之筈に御座候。仍之御一人御平生の  
奉養も、何程にも御省略あらせられ、臣民とお

なじく御艱難を頒ち給ふべき仕方をたて給ひ  
て、上下に財用をゆきわたり候やうにと可被思召  
ことに御座候。格別に御省略被為在候事に候へ共  
せめてかやうにも被遊候てなりとも、下を御恵み  
被遊たく、被思召立候格別の御仁政故に、非常の  
法とは申候。これぞ節儉の根本にて御座候。

○君は一国の天として戴かれ給ふ御身にて居せられ  
候へば、いかやうにも御安楽に被為在候て、御家中  
より百姓町人に至るまで、省略仕候様にと被仰渡  
候ても可奉畏事に候へども、政は下の心の上に

和するを以て行れ、和せざるを以破れ候事古今  
一揆に候。たとへて申候はば、一軍の宰配を司り候  
大将は一軍の頭、諸軍兵は手足にて、頭がほろび  
候へば、手足も従てなくなり候。大将は尤以て  
大事なる一命にて候へ共、さればとて大将一人は  
楯の後にかがみかくれ矢玉をしのぎ、軍兵ばかりを  
かかれすすめと宰配をふり候ては、一人もすすみ  
候者は無御座候。すすめかかれの下知に及ばず、大将  
必死になり候て真先にすすみ候時は、一軍一同  
に申合たるごとく、先を争ひ矢玉を犯し一命を  
なげうち候心に相成候は、全く人心の和したる  
処より出候。故に人君の尊き御身を以て臣民と  
ひとしく労苦をわかち、御手元を御省略被遊  
候へば、御下知に及ばず下は靡き従ひ、御制度を  
相守り候。これ非常のことにて、目にも見なれず、耳  
にも聞なれぬわざをなし給ふ故に、人みな感心  
奉り、恐れ畏り候て被思召候通に御政事も行れ  
候事に候。但し夫とても外の視聴を驚かさん  
とのみ被思召候て、御実心の仁徳より出申さず  
候へば、是又彼大将の真先にはすすみ候へども

必死の心なく、敵の色合により引帰し候心少も  
有之候へば、士卒も大将の勢ひをうかがひ跡へ  
半分は心を残し候故に、とても敵を乗破り候迄  
には、行届ざる道理に御座候。さ候へば非常の法を  
御立可被遊には、先君上の御心を鉄石の如く御固め  
被遊候義、根本に候。左やう無之候ては、五年拾年と  
申御儉約の政は、たちとげ不申事に御座候。

右三ヶ条は節儉の政の根本にて、此根本を固く  
不仕候ては、枝葉の栄可申道理無御座候。

野芹中

#### 枝葉四個條

○君上の御心は樹木の根本の如し。根本堅固にして  
ゆるがざれば、枝葉は自然と繁栄仕候事不及申候。  
儉約の政を立給ふことは、国の財用をゆたかにして、  
君上御安樂を極給ふべきにあらす。財用ゆたか  
なる時は臣民の御恵みも思召ままに被遊御届候為に、  
先節儉を被遊候て、財用の足り候様にと思召被立候  
御事に御座候。是人君第一の御仁徳にて、すなはち  
天道への御奉公、御先祖様への御孝行無此上

御儀に御座候。民は令する所に随はず、好む所に随ふと有之。すべて下は上の御心を以て心と仕候事

自然に御座候。一人仁を被為好候へば、万人仁を

好み候事無疑候。一国に一人の天と奉仰候君にて

候へども、臣民を子の如く御不便に被思召候故に、

朝夕無勿体御艱難を被遊候て、かくまでに御儉約に

被為暮候と見上奉り候時は、御家中は申に及ばず、

御領分の民百姓にても此事を伝へ承り、過分の

驕りを仕候ものも、何となく恐れつつしみ候心を

生じ、自然と一身一家のくらしかたもつづめ候て、

相凌候やうに相成候故に、財用は不足なりにも繰

廻し候様に相成候。然ば上より財用を以て人々に

御恵を御施し不被遊候へども、おのれおのれが手前

にて事足り候やうに相成候て、親子夫婦兄弟

親類も自然とむつまじく暮し候様に相成候。

これを孔夫子も恵すれ共不費とは被仰候。扱亦

御家中諸役人も上の御心を心と仕候て、下々を

取扱ひ候時は、おのづから慈悲を第一に仕候て、下への

当りも貪慾なることを不仕候付、下の怨を生じ

上の御不為に相成候やうなる不調法なることも

すくなく、重き御咎を蒙り不申候。是すなはち  
君上の御仁恵にて御座候。

○上の如く君上格別の御省略を被遊、御手元を

御不自由に被為暮、御性得御好のことも御堪忍

被遊候て、一途に費用を御厭ひ被遊、下々の為に

だに可相成ことは、御一身の上いかやうの御苦勞

をも被遊候時に、万一下に立申候御家中、此御心をも

不奉感入候て、一分の驕楽を極め、財用不足に及び、

父兄妻子を養ざる者も有之候時は、是は樹木

に枯枝のたとへにて、枯枝を其分につけ置候ては

外枝のいたみに相成候付、これを取払ひ候義に

御座候。但し枯候枝とても、本身につき候枝に候へば、

切をり捨をり候ては、外枝のいたみにも相なり

候へば、取除けかたも可有之義に候。扱又枯候枝

にも差別有之候。根もゆるぎ不申諸枝はよく

茂り候へ共、其内の一枝何のわけもなく枯候は、

其枝のうちより生じ候枯病にて、不及是非とり

のけ候より外は無之候。又一枝ふと風に吹をれ、

或はあしき虫などの外よりつき候て枯候時は、

其枝の不幸にて、内より枯候には無之候。これを



直に取払ひ候は、植木を好候人にては御座なく候。  
早速に添木を仕り、又は油をそそぎかけ、日除を  
仕り、何卒其枝のいたみの直り候様に、手当を  
可仕義に候。其如く常々上の御心を汲知候て、  
身分相応に相慎み儉約にくらし、父兄妻子をも  
よくいたはり候実義なるものに候へども、不幸  
にて病患死亡、賊難火難等臨時の災に遭、または  
老人幼稚など多く、介抱難義におよび候人は、  
彼風にいたみ虫にいたみ候臨時の枯枝にて  
候へば、是をば格別の恵みをも早速に被成下

候て、御救い可有之事に御座候。是を恩恵とは申候。  
不埒不覚悟なるもの共と一様に御救無之ては、  
不仁と申ものに御座候。右の通候へば、上の御救  
と申事も、莫大の費用は無之事に御座候。

○大学の篇にも、生財有大道、生之者衆、食之者寡、  
為之者疾、用之者舒、則財恒足矣といふ如く、財用  
を足すの道、外に不可過之候。必竟当世諸侯方の  
御不如意は、いづれも大学の教に相違仕候故に  
御座候。万石は万石十万石は拾万石御領分より出候  
財用は分限有之義に御座候。然に平生の御暮し

高は、一統に右の分限には超居候。分限に超え候根元は、農工商の三民に懸合せ候へば、士の数過分に御座候。さればとて御先祖御代々御扶持被置候士を、今更御減少可被遊様は無御座候へば、ともかくも此なりにて御儉約を被遊候義先務と奉存候。

但し御役人は十人は五人、五人は三人に減し候事は、制度の立かた次第にて、可相成義に御座候。せめて役人を減し候へば、大分の費用を省き候儀に御座候。是も有来り候処の役人を俄に減し候ては、人情殊の外不手廻の様に心得候ものに候へば、心易くは不相成儀に御座候。君上の思召を以て此上増長不仕候様に被成置、漸を以て御取直し被遊度儀に御座候。役人多く御座候は、第一不手廻にて人情軽薄に相成候根元に御座候。此義は深き道理も有之義に候へば、別段にも可申上、此一冊には筆略仕候。さてこのままにて御儉約被遊候はば、先日々出勤仕候輩を寛暇に被召仕義にても可有御座候。寛暇と申候義は、当番ゆるやかに相勤申候義にて御座候。当番をゆるやかにと申候は、五人づつ出勤仕候を三人づつに減し、十人づつ出勤仕候を五人づつに

減し申候儀に御座候。左候へば日勤は隔番、隔番は  
三番、三番は四番五番に相成候。すべて士の身の上は  
余計の無之ものにて、年内被下置候給分を  
以て御奉公と家内の暮しかたとに配り合を  
申候儀に御座候。不足と申時は家内の暮しかた  
をつめ候へ共、御奉公の入用はつめ可申様も無之候。  
依之覚悟不覚悟によらず、家内多きものは  
御奉公入用不足に及び候事に御座候。出勤繁く  
仕候へば、衣類も早く損じ候付、一つは二つ、ふたつ  
は三つと増長仕候。加之月代湯行水もしばしば仕  
候へば、費用も増長仕候。日々にて聊のやうに御座  
候へども、年内に積候へば莫大の義に相成候故に、  
君りつぱを被為好候へば臣下はいつとても貧窮  
に相成候義に御座候。誰しも不奉公を仕度者も  
無御座候に付、なるだけは内分さまさまの差くり  
を仕、まづ今日々々をと相勤候につき、行詰候へば、  
御恵を願候より外は無之ものに御座候。うへの  
御苦労を奉察候て、御恵をねがひ申間敷と存  
候へば、病氣等申立引こみ候より外は無之候。  
依之御恵と申は、下々の勤安き様に被成下

候て、上には御不自由を被遊候御義に御座候。下々願のままに金銀を以て御救被遊候事は、金銀の山を積候ても相届不申義に御座候。政は清淨簡易を貴ぶと申ことは、可仕事をなげやりに仕置候事にては無御座候。人々にいそがしからぬやうに、よろづ事すくなに被召仕候事に御座候。大勢集り候て、常々さわがしく仕候は、財用不足の根元に御座候。たとへて申候はば根入あさき身木に枝葉多くつき候へば、風雨にさわぎ候様なるものにて、身木のいたみはこれより生じ候義に御座候。

○植木を好候者、枝葉のうるはしく栄え候やうにと存候へば、日除風除霜除など心を尽し候儀は勿論に御座候。しかしいかやうに外より用心を仕候ても、根本の養ひ不仕候ては、水気の恵のぼり不申候。其如く臣民は枝葉、君は根本に御座候へば、先根本の御徳を専要に御養ひ可被遊義に御座候。徳を養ひ候事は、文武二道を御守被遊候より外に無御座候。孝悌忠信、仁義礼讓の徳は文より起り、質素敦朴、篤実廉恥

の風は武より生じ候。委細は花実の条に申上候。  
扱先節儉の政は君の奥向より始り候儀に御座候。  
男子の心貴賤智愚相応に是非邪正の道理も弁  
へ候へども、女子と申ものは尊卑賢愚一統に道理  
のわかりにくきものにて、決断つよく此方より限を  
あたへおき不申候ては、何事も納得づくには  
不参ものに御座候故、万の政これよりやぶれ申  
候義に御座候。近年米沢候にて節儉の政を  
御始候時、先最初に奥向のしまりを御定被成候て、  
五十人余の女中を只九人に被減候。局を相勤候  
老女、一人の部屋子を持罷在候。歳は十六にて  
奥方様御側へ被召出、御奉公仕罷在候処、右の女も  
御暇被下候。然處老女より家老色部修理まで  
願出候は、此者の義私老後の力にも仕度存候へば、  
御暇は下され候共、内分にて私部屋にさし置  
申度よし、尤別段御扶助は戴き申まじく候間、  
願の通被仰付被下度旨深く相願申候付無扱  
事に存、其段可申上と受合候て、右の趣申上候処、  
自分の養ひにて内分部屋に差置候とのことに  
候はば、其通致し可遣候。乍去我等奥へ参候節は、

必目通へは罷出不申候様に申聞置候へと御許容  
相濟候付、修理より其段申渡候。翌朝に相成、修理を  
被召候て被仰出候には、昨日申聞候老女が願の義  
其通と許容いたし候へども、昨夜中篤と相考  
候處、これは願の通には相成まじく、子細は右の女  
としも十六歳に相成、容貌もすぐれて美麗なる  
女なり。我等もとしわかき事に候へば、外様の者共  
追々承及び候て、上には御儉約にて奥向女中をも  
格別に被減候へども、其内美人壺人は御留被成  
候て、御勝手なることなど申候時は、目通も不為  
致候と申事は、一人々々に申分もならぬもの也。  
付ては儉約の申渡も立行まじき基なれば、早々  
外へ遣し候やう可申付との御事に付、修理もこと  
の外迷惑仕候て申上候は、御意には御座候へども  
此義は申渡がたく候。子細は願人と申は女ながらも  
御奥の頭を勤候局より私へ申聞け、私義も不肖  
ながら御家の頭職にて尤に承り候て申上候處、  
御上にも尤と被思召、願の通被遊御許容、已に改て  
其旨局へ申渡候。然處今朝に相成、又候御意の通  
申渡候はば、老女の威もうすく、御奥のおもしろ

軽く相成可申候。私とても頭職の規模も立不申

迷惑仕候。併是は私の義に御座候へ共、第一君上の

御意反古に相成候ては、下々へ信を失ひ申候儀、

如何に奉存候間、何分にも此義は先此分に被成下

度由申上候處なるほど一通尤至極に候。しかしながら

其方とても存知の通、過而勿憚改と聖語にも

有之候。我等若年故に思慮不行届候て、此義は

あやまち候。夜中篤と相考候て、過と申處に

心づき候付、今朝は急度改候。しかれば老女へ昨日の

申渡は弾正不念にてあやまり入候間、是非に

堪忍いたし候て、早々外へ遣しくれ候やうにと

其方相頼可申候。あやまり入たるとあるは千万

恥辱のやうに其方とても可存候へ共、よくよく考

候へば、此度の儉約は家中の上下数千人を始め、

町々在々の人民までを不便に存候に付、何とぞ

銘々省略いたし、取続かせたき存念より起たる

ことに候へば此旨行届候義肝要に候。我等老女へ

誤入候体の義はいくつ有之候ても、我等恥とも

不存候。一国を持こたへざる時は、先祖へ対し奉り

天下後世へ対し申わけも無之、莫大の恥辱に

候へば是位の恥にはかへがたく候間、正直に弾正  
誤入候。かんにんを致し候様可申渡候と仰付られ、  
早速右の女を外へ御出させ被遊候。扱又御自身綿衣  
を御召、朝夕も一汁一菜に御定被成候付、御家中  
上下一同に内外綿衣を着し、相勤候やうにと  
被仰渡候。依之御近習向一同に綿衣に相成候へ共、  
外様にては年来奢侈の俗習にて、とかく綿衣を  
着し不申候付、一日御間談の序此義をことの外  
御気のどくに思召候段被仰聞候。私申上候は、外様  
の者共綿衣着用不仕候事、道理なる義に御座候。  
年来美服を着用仕来り、其上国君の思召候様に  
一国の上を世話に存候人は無之、己々の身のうへ  
きりの安楽をのみ願候は、凡下の人情にて御座候。  
左候へば先銘々衣服を快仕度存候筈に御座候。  
但し其風俗を御移し替被遊候は、人君の御徳に  
御座候へば、下々の義は御とんちやく不被遊、御一人の  
御手前を御守り可被遊候。やがて綿衣着用可仕候。  
物事気短には不参事に御座候。ゆるゆると御移し  
替可被遊候と申上候て退き申候。其後罷出候節  
又々被仰聞候は、得と相考候處外様の者共綿衣を



着不致事至極尤に候。我等綿衣を着申候とて  
何程の儉約にも相ならざることに候へ共、それを  
着し候ことは、さのみ是を以て儉約を致し候と  
申にては無之、多年不如意にて家中の者ども  
の食禄をも貸上げ置候て艱難を致させ候義、  
何分にもいたはしく存候付、せめて我等綿衣にても  
着用いたし、朝夕の食味とても減し候て、下々と  
ともども艱難を致し候てなりとも、人君たる  
身分の天道への申分と存候心より起りたること  
に候。然處拙者綿衣を着用とは申せども、下には  
やはらかに絹紬をかさね着用致し候へば、必竟  
表向綿衣と申見せかけばかりにて候へば、外様の  
ものども心服不致候こと尤なる事に存候。依之  
拙者義も下より綿衣を着し候はば、げにげに  
綿衣を着し候実義も相立可申と存候付、納戸  
役へ申付、下より綿衣を着用いたし候とて、  
木綿じゅばんの上に御家紋つきの綿衣を重ね  
御着用被成候。私申上候は至極御尤もなる御義に  
奉存候。但し一汁一菜も御一生被召上、綿衣も  
御一生御ぬぎ不被遊様に仕度奉存候と申上退き

申候。右の御実心ゆゑに程なく上下心服仕候て、  
執政大臣より一統に綿衣の外は着用不仕候。然ば  
節儉の政行れ候も行れざるも、君上御一人の  
実不実には有之候事、毛頭無疑候。是全く根本  
の立候處より枝葉におよび申候。

右四個条は節儉の政の枝葉にて、枝葉栄え  
申候はば、花実自然につき可申事に御座候。

野芹下

花実五個條

○梅の木に梅の花のひらき、桜の木に桜の花の咲

候は、天地自然の道にて候。梅の木に桜のはなを  
さかせ、桜の木に梅の花をひらかせ候事は、造化  
の巧にても出来ざる義に候。然ば其花を見て

其木を知り候事、定りたる義に候。但しはなの

咲と申にも兩種御座候。根本の恵つよき木に

さき候花はいかにも色美しく咲候て、さかりも

久しく其上花は十ひらき候へば、実は八つ九つ

結び申候。根本の恵うすく身木いたみ候へば、

花は沢山つき候ても、いろつやなくかせ候て、

さかりも短く、花が十ひらき候ても、八つ九つは  
むだ花にて、実はとまり不申ものに御座候。仍之  
植木を好候人は、根本の養ひを専一にして、身木  
の栄を悦び、花の沢山につき候を嫌ひ申候。花を  
不愛には無之候へども、むだ花多ければ身木の  
やせ候を嫌ひ候故にて候。素人は花だに多く咲  
候へば、一春一秋の盛を愛し悦候ゆゑ身木も  
能たち不申候。家国の風儀は草木の花の如し。  
しまりたる国は実多く花少し。ふしまりなる  
国には花のみにて実なし。是ひとへに根本の  
君徳よりあらはれたる花実にて候故に、賢明の  
君上に在せば、下にはでなる風俗なく実儀なる  
気立多し。暗愚なる君上に在せば下にはでなる  
風俗多く実儀なる気立少し。国の興衰は風俗  
の厚薄により候事故に、人君はこの風儀を世話  
やき給ふことにて御座候。風俗を引立候源は文武  
二道をはげみ給ふより外は無御座候。文道行れ候へば  
孝悌忠信、仁義礼讓の風儀多く、武道行れ候へば、  
質素敦朴、篤実廉恥の風儀多く相成事に候。  
風儀正敷は富足の元、風儀怠弱なるは貧窮の

もとに御座候。

○人情はうつりやすきものに御座候。我と我同士の

交にても平生親み候うちには其人の風儀をさ

のみまね申候心は無之候へ共、いつのまにか其風儀

の移り候ものに候。ましてや君上と奉仰候御方の

御風儀は、高嶺よりおろし候大風の如く、禁の草

木いづれか靡きふし申まじきや。仍之人君御平生

篤実質素を御好み被遊候て、かりにも浮花風流

なる御物好の無之時は、下は自然とかざりをやめて

質をつとめ候。文学行れ候へば、人々道理に明らかに

相成候。武術はやり候へば、華奢風流にながれ不申候。

酒宴歌舞は人心を盪し候根元にて候。節儉の

道は費用のおこる處を防ぎ候事肝要に候。

扱又文武と申こと車の両輪の如くひとつも廃し

候ては、政行れ不申候。其内にも文は読書にならひ

道理を弁へ候道故に、人の頭になり候人だに是に

明らかに候へば、ともかくも下を取扱ひかね不申候。

その下々は道理にくらき人有之候ても、かしらの

取扱ひ次第にて一生を全し可申ことに候。武の道は

弓馬劍槍の技を兼候ことにて、心計武を存候ても

技に長ぜざる時は用に立不申候。わざにだに長じ候へば

上の宰配次第に用をなし候こと故に、中以下はおし

なべて不致候てはならぬ道に御座候。道理に明らか

なる人は、身分不相応の驕を致し、非義の立身

出世をも願ひ不申候。技芸を嗜候人は、飲食衣服の

物好き薄く、未練さもしき追従は自然と不仕候。

是何の故と申こともなく、元来好み候処文と武と

二道より出ることにて、人の風儀このふたつに御座候。

たとへ聖人の本経に叶ひ不申候ても、人情を

はづれ候程の過は少く候。唯つまる處人情を

敗り君父をわすれ候事は、元来奢靡の心より

生じ候儀に御座候。むかし

賢明の君御夜食の御給仕を仕候、御小姓の内壺人

着用仕候袴をつくづく御覧被遊候て、その方の

袴は何と申ものぞと御尋被遊候付、其人謹て

是は茶宇にて御座候と申上候へば、以外の御気立

損じ御箸を下におかせられ、其方は心得違たる

もの哉。世の中はやうやうきのふけふちとをさまり

たるに、最早其方ふぜいの者のさやうなる奢を

仕るか、名もしらぬものを着用仕てと御意遊され、

御膳も不被召上候由ふるき記録にも見え候。

賢明の君奢靡風流を悪み給ふこと、古今一揆にて御座候。

○御屋敷の風儀は御領分の風儀に相成申候こと、千里も比隣の如くに御座候へば、まづまづ御家中の

風儀を第一に被為附御心度儀に奉存候。前段

申上候通、此俣にて費用を被減候より外に財用

の足しかたは無之儀と奉存候。御領分の義は

前々より年貢運上無残所御取稼も十分の由

伝承候。左候へば此上の重斂を可被命様も無御座候。

他借立用と申時は瓶中に切花を活候譬にて、

一旦は美しく相見候ても、また明年咲出候種は

無御座候。米沢節儉のはじめ、御城下遠き在々へは、

号令も行届不申候処、御近習相勤候者の父隠居

にて、其砌遠在へ遊山に参候て、日比心易く仕候、

有徳なる名主どもの宅に止宿仕候。其夜居風呂へ

入候付、衣類をぬぎ置候て、紅染の木綿じゅばん

ばかり屏風に打かけ置候て、湯を遣ひ候を亭主

見申候て尋候ば、何故にそまつなる木綿じゅばん

を各別大切に被成候哉と戯れ候付、さればこの

じゅばんは尊き子細有之候。我等悴は存知の通り  
屋形様御手水番を相勤居候へば、いつも御召下を  
拝領致す事に候。このじゅばんも御召下に有之候。  
年寄には紅染が薬に候へば我等に着用いたし  
候様にと悴が申候。依之かやうに着用はいたし  
候へ共、御垢付のことなれば勿体なく候間、平生是  
ばかりむさと下には置不申候と嘶し候へば、  
亭主一家内の者を呼集め、じゅばんを戴かせ  
候て涙を流し申候は、扱も扱も有難き御事に  
御座候。先達て在々へ御触の趣、屋形様にも木綿  
衣を被為召候間、下々は猶更絹布等は停止可仕旨  
被仰渡候へ共、我々存候はこれは下々へ奢を戒め  
給ふ御方便にて可有之、何とて十五万石の殿様が  
木綿を可被為召哉と実心信用不仕、只今現在拝  
見仕候て驚入候。御身に被為附候御下召だに我々の  
着用仕候同様の木綿にて、かやうにそまつなる品  
を被為召候へば、御朝夕の一汁一菜もさぞさぞと  
勿体なき御事御座候と申候て、一人の娘を嫁入  
致させ可申と支度仕置候衣類の内には、絹紬の類  
よほど有之候を、他所へ為持遣し、皆々売払候て、

悉く木綿衣にとりかへ嫁入を致させ候。この義を  
近郷伝へ承り、自然と百姓どもも感服仕、一統に  
御儉約の御触を相守候儀に相成申候。根ある木  
に花の付候は歴然のことと奉存候。

○草木の生を見候に、一ヶ年の内に実植より花咲  
実のるもの有之、五年十年を過花咲みのる

物も有之候。数百年をたもち候木には、年を経  
不申候ては、花咲みのることは無之候。家国は長久  
なるもの故に、政も一旦の功を見ず、幾久敷利に  
相成候義を第一に可仕事に候。眼前の利を急

ぎ候へば、必国運をちぢめ候もとひにて候。儉約の  
政も末永く心静に勤不申候ては全功を難得候。

近来世中に勝手直しと申流有之候て、大分  
の金銀を持ちれ、一旦に財用の融通をつけ候へ共、  
十年とは不過、もとの不勝手へ立戻り候は、一年  
きりの草木に花さき実のるが如く能心得候て、

其实を植つき候人有之候はば相続も可仕候へ共、  
人情は安きには安じ易きものにて、只今まで

苦しきより俄に楽しきに出候へば、始の苦しきを  
忘れ、いつまでもかやうに楽しきものと心得候故に、



忽ちもとの苦しみに帰り候ことに御座候ゆえに、  
知者の仕事は松柏を植てさかり久しきを専一に、  
いつまでもおなじことを勤候て怠らざるを善政  
と申候。人君の御仕事は御一代きりの事にては  
無之候、御子孫代々御長久の道を可被思召事に  
候へば、一旦の華美を御好み被遊まじき御事に候。  
さて長久に儉を守り候には、先人情を定め風俗  
の敗ざるやうに、二十年も三十年も同じやうに  
御世話被遊候御心ならずは、成功は見え不申候。  
二十年三十年と申事は、君上の御実心より出  
不申候はでは堅固には立遂不申候。日に一日を  
慎むと申候て、まづまづゆくすゑの成不成は  
御とんちやく不被遊、今日今日を御大事に御守  
可被遊候。今日百金の御費用を六七十金にて  
御暮し被遊候て、又明日も又明日も同じやうに  
永く御堪忍被遊候より外は無御座候。節儉の  
本意は多く蓄へ候義にては無之、奢不申候様  
にと守候義と奉存候。

○土を発し実を植候て、さまざまに養ひをかけ  
手当を仕候て、二葉を生じ枝葉とわかれ花を

さかせ実をならせ候ことに候。室咲の梅さくらには

大木は出来不申候。野植仕候て心をつけ育ひ上

候て、其時節にも至り、花さき実なり候へば、親木

の有之候うちに、猶又実植を仕候て、又の親木に仕

候へば、いつも見事なる梅桜たえ不申候。家国の

節儉も如斯御座候。今日を減し、明日を減し減を

積て不足を足し、財用生じ候へば実植の手当を

仕候て、いつまでも風儀奢侈に不相成様にと、御子孫

の計を被為貽候事に候。千万も君心を根本にして、

枝葉花実さかえ候事に候へば、偏に君心鉄石の

如く、御固め可被遊義と奉存候。人情は貴賤となく

他を願ひ申ものに候へ共、令問広誉施於身、所以

不願人之文繡也と孟子も被申候通、匹夫匹婦の

身にても美名を一世に顕し候人は、人の尊位高

禄美衣甘味はうらやみ不申義に候。況人君と被為

成、固より尊位尊爵に被為居候上には、別に御願

可被遊事は無之筈に候。最早此上には末代迄も

賢君とうたはれ給ふより、外に御志願は御座有間敷

義と奉存候。賢君の御徳は仁道に勝り候ものは

無御座候。仁者は身を殺して仁をなし、生を求て

仁を害せずと孔夫子も被仰候。一身を殺し候ても願ふべきは仁徳にて御座候。況今日いかばかりの御苦勞を被為重候とも御身を被損候程の義は無之候へば何分にも御節儉を御勤可被遊御義と奉存候。

右五カ条は儉約の政の花実にて、花実をだに

被遊御覧候はば、いかばかり御樂しみなる御義に

可有御座と奉存候。